第4章 分野別施策

本計画の基本理念を実現するため、分野別の現状と課題及びそれに対する市の施策の方向性について、IIの分野に分類して体系化しました。

施策分野		基本的施策	
ı	安全・安心な生活環境の整備	(I) 住宅の確保・住宅の整備 (2) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	
2	情報アクセシビリティ*の向上及び 意思疎通支援の充実	(I) 情報アクセシビリティ*の向上 (2) 意思疎通支援の充実	
3	防災、防犯等の推進	(I) 防災対策の推進 (2) 防犯対策・被害者支援の推進	
4	障がい者差別の解消、権利擁護の 推進及び虐待の防止	(I) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障がいを理由とする差別の解消(社会的障壁* の除去)の推進	
5	成年後見制度*の利用促進	(I) 成年後見制度*の利用促進	
6	自立した生活の支援・意思決定支援 の推進	(I) 相談支援体制の構築と意思決定支援の推進 (2) 障がい福祉サービス*等の充実 (3) 障がい児に対する支援の充実	
7	保健・医療の推進	(I) 精神保健・医療・福祉の充実 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	
8	行政等における配慮の充実	(I) 行政サービス等における配慮の充実	
9	雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 経済的自立を含めた総合的な就労支援(2) 障がい者雇用の促進(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
10	教育の振興	(I) インクルーシブ教育*システムの推進(2) 教育環境の整備(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	
11	文化芸術活動・スポーツ等の振興	(I) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動、 スポーツ等の充実に向けた環境整備	

I 安全·安心な生活環境の整備

(1) 住宅の確保・住宅の整備

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
誰もが住み慣れた地域で「安全・安心・快適に暮らせる」生活環境の整備が求められる中で障がいのある人も高齢化が進展し、今後も住宅環境のバリアフリー*化は重要です。「上田市市営住宅等長寿命化計画」の基本目標のひとつである「環境にやさしく、安全、安心に暮らせる住まいづくり」を踏まえ、市営住宅においても、バリアフリー*化を進める必要があります。 現在、一定所得以下の住宅確保要配慮者(障がいのある人、高齢者、ひとり親等)に対しては、市営住宅の入居申込をする際に対しては、市営住宅の入居申込をする際に優先枠での申し込みを可能としています。 住宅に困窮している一定所得以下の方が市営住宅へ入居しやすい環境となるよう、さらなる募集方法の改善及び需要に応じた住戸の供給等の必要があります。	「上田市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建替時には、現入居者の世帯構成を考慮しつつ、バリアフリー*化による適正な住宅タイプ(ILDK,2LDK,3LDK等)による整備を行います。また、既存住宅の改修では、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、入居前工事などに併せて浴室・トイレ等に手すりを設置します。 一定所得以下の住宅確保要配慮者(障がいのある人、高齢者、ひとり親等)に対しては、市営住宅の入居申込をする際に優先枠での申し込みを可能としていきます。 住宅に困窮している一定所得以下の方が市営住宅へ入居しやすい環境となるよう、さらなる募集方法の改善及び需要に応じた住戸の供給等に努めていきます。	住宅課
障がいのある人は、低所得であったり、保証人となる親族からの支援が期待できなかったりといった事情を抱える人が多く、民間の賃貸住宅に人居しにくい現状があります。「住宅セーフティネット法」の趣旨に基づき、公的賃貸住宅だけでなく、民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネット機能の強化が必要です。	不動産事業者、医療機関、行政の福祉部 門等が連携して、障がいのある人の民間賃 貸住宅への入居を支援します。	障がい者 支援課
2006 年にバリアフリー新法*が施行され、住宅環境のバリアフリー*化を推進することが必要です。	介護保険による住宅改修や福祉用具の 貸与、購入のほか、住宅改修費の助成を行い、要介護・要支援状態となった場合でも、 在宅生活が継続できるよう支援します。 窓口で利用者や業者からの相談を受ける ことで、利用者にとって必要な工事、福祉用 具が選択されるように支援します。	高齢者 介護課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
(再掲)2006 年にバリアフリー新法*が施	障がいのある人が居住する住宅のバリア	障がい者
行され、住宅環境のバリアフリー*化を推進	フリー*化のための住宅改修費の助成を行	支援課
することが必要です。	います。	又1友述
単身生活が困難な障がいのある人にとっ	グループホーム*などでの地域生活が送	
て、日常生活上の介護や相談援助等を受け	れるよう、在宅及び入所、入院中の障がいの	
ながら共同生活するグループホーム*は、地	ある人などの自立意欲向上に向けて、身近	
域における居住の場の一つとして非常に重	にあるグループホーム*への体験入所を支援	
要です。	します。	障がい者
	グループホーム*での安全・安心を確保す	支援課
グループホーム*での安全・安心を確保す	るため、地域の自主防災組織に対し、平常	
るため、災害時における支援体制、連携体	時の連携体制の構築と災害時における入居	
制、協力体制の構築が求められています。	者に対する避難誘導の協力体制の構築な	
	どを働きかけます。	

(2) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
介護が必要な高齢者や障がいのある人		
(移動困難者)の移動手段は、タクシーや自		
家用車などの個別輸送手段への依存が高		
い状況であり、今後も障がいのある人や介		
助者の高齢化の進展に伴い、移動困難な人		
の増加が見込まれます。	交通事業者や他部局と連携して、障がいの	
また、平成 31 年の「バリアフリー新法*」	ある人の利用に配慮した公共交通の確保・	交通政策課
改正では、市町村が移動等円滑化促進方	維持を図るとともに、利用環境の改善などを	义地以来述
針(マスタープラン)を定める制度が創設さ	通じて利便性の向上に努めます。	
れ、基本構想・マスタープランの作成、定期		
的な評価・見直しが努力義務とされました。		
総合的な「バリアフリー*化」を推進していく		
ためには、これまで以上に、庁内での分野横		
断的な連携を図っていく必要があります。		
障がいの有無にかかわらず誰もが観光を	上田市を訪れる観光客に対する利便性の	
楽しめるよう、市民だけでなく、上田市を訪	向上を図るため、障がいの多様性を踏まえ	観光課
れる障がいのある観光客に対しても、障がい	た案内表示の設置や施設の整備について	1年10元 10木
特性に配慮した案内等が必要です。	関係機関へ働きかけます。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
上田市公共施設マネジメント基本方針において、市有施設のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を推進していますが、厳しい財政状況の中で改修・改築が難しいことから、未対応の施設が存在しています。	施設の利用状況等に応じて多様な利用者の利便性の向上を図るため、引き続きバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を推進します。	行政管理課
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえた「バリアフリー新法*」により、施設などの新設に当たり「移動等円滑化基準*」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務が定められています。 また、公共施設などの整備や利用を進める上で、障がいの多様な違いにも留意する必要があり、障がいの有無・種別に関係なく、誰もが利用しやすい環境の整備を今後も継続していくことが重要です。	公共的施設の改修・改築に当たってアクセシビリティ*の拡大に向け、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設整備を進めます。	都市計画課
公立小中学校について、「改正バリアフリー法*」により、障がいのある児童・生徒等も支障なく学校生活を送ることができるようにするとともに、地域住民の生涯学習の場や災害時の避難所としての利用を考慮し、高齢者、障がいのある人等の利用にも配慮した計画的なバリアフリー*化が必要です。	障がいのある児童生徒等も支障なく学校 生活を送ることができるようにするとともに、 地域住民の生涯学習の場や災害時の避難 所としての利用を考慮し、施行日以降に新 増築等される公立小中学校について、バリ アフリー*化を行います。	教育施設 整備室
精神障がいのある人とその家族が地域の 一員として安心して自分らしい暮らしをする ことができるよう、「精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム*」の構築を推進する 必要があるなかで、市では現在、団塊の世 代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、 高齢者を中心とした地域包括ケアシステム* の構築を進めているところです。	生活支援体制整備事業においては、地域 包括支援センター(日常生活圏域)毎に生 活支援コーディネーターを配置し、地域課題 の把握・資源開発・担い手養成を進めてお り、住民主体の活動の中で地域内の高齢者 等弱者に対する支援を推進します。	・高齢者 介護課 ・障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人の安全性・快適性に配慮	(再掲)公共的施設の改修・改築に当たって	
│ │したまちづくりを推進するため、幅の広い歩	アクセシビリティ*の拡大に向け、ユニバーサ	
道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改	ルデザイン*に配慮した施設整備を進めま	
 善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロック	す。	
の整備、見やすく分かりやすい道路標識や	歩行者の安全な通行を確保するため、自	都市計画課
看板等の設置など、都市環境のバリアフリー	治会などと協議して誰もが使いやすいゆとり	
*化をさらに進めていくことが求められていま	のある歩道の整備や道路の無電柱化など、	
す。	交通安全施設の整備を推進します。	
市の保有する各種統計や地図情報など	行政データをオープンデータ化することに	
の公共データをオープンデータ化すること	より、必要な行政サービスの情報入手が容	
は、高齢者や障がいのある人等のニーズに	易になり、また、市民や民間事業者などが各	
あわせバリアフリー*化に取り組むことにも資	種のデータを自由に組み合わせたアプリケ	広報シティ
するため、市民や民間事業者など誰でも自	ーションの開発に利用するなど、高齢者や障	プロモーション課
由に活用できるよう機械判読に適した状態	がいのある人等の利便性の向上やニーズに	
で最新化したデータを提供することが求め	あわせたバリアフリー*化に向けた新たなビ	
られています。	ジネス創出への活用に貢献します。	
市内のスポーツ施設については、設置か	今後実施する施設の整備・改修等に当た	
ら 30 年以上を経過した建築物や設備が多	っては、老若男女、障がい、能力の差を問わ	スポーツ
く存在し、バリアフリー*にも十分対応できて	ずだれもが利用しやすいようユニバーサル	推進課
いない状況です。	デザイン*化を推進します。	

2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
インターネットの急速な普及をはじめ情報 通信技術 (IT) のめざましい発展により、す べての人々がその生活、仕事の面において 日常的に情報通信機器を利用する機会が 増大しています。 一方、高齢化が急速に進展する中、高齢 者・障がいのある人が情報通信機器及びサービス等を利用する機会も急速に増えてき ており、これらを利用するにあたって、障報 信機器及びサービス等を円滑に利用できる ようにしていくことが課題になっています。 このような社会の変化に対応するため、情 報通信機器及びサービス等をあらゆる利用 者に使いやすいものにすることは、利用者は もとより、提供者にとっても望まれるところで あり、情報アクセシビリティ*の確保及び向 上・普及を図ることが大切です。	市ホームページを障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすく理解しやすい情報伝達手段とするため、アクセシビリティ*を日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」*に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「適合レベル A 及び AA」を満たすよう運用に努めます。	広報シティプロモーション課
障がいの有無に関わらず、ICT*をコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにするため、ICT*に関する普及・啓発の促進や、活用しやすい情報の発信が求められています。	情報を入手するための普及・啓発施策として、ICT*機器活用の知識、技術向上のためパソコン教室、各種研修会などの開催を積極的に支援します。	情報システム
障がいの有無に関わらず災害情報や市政 情報・地域情報をより迅速に入手することが できるシステム(環境)の整備が必要です。	災害時における避難所等での通信手段の確保や、平常時における生涯学習活動等での利活用を目的に公衆無線 LAN を整備します。	課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
近年、スマートフォンなどの多機能携帯端末の急激な普及や Facebook*や Twitter*に代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス*の活用により、情報交流のかたちも変化しています。 障がいのある人が ICT *をコミュニケーション手段として円滑に利用できるようにするため、ICT *に関する普及・啓発の促進や、活用しやすい情報の発信、技術の応用が求められています。 また、ICT *を利用できない障がいのある人には、個々に適した手段により格差を広げない情報提供を行うことが必要です。	(再掲)市ホームページは、アクセシビリティ*を日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」*に準拠し、音声読み上げや文字サイズ変更、色合い変更などを可能とし、障がいのある人へ配慮した運用に努めます。 上田市メール配信サービスは、緊急情報のほか市政情報や生活安全情報などを、登録した携帯電話やスマートフォンなどにいてもリアルタイムに入手できることから、障がいのある人へも普及促進を図ります。また、ICT*を利用できない障がいのある人が電話やファックスなど使い慣れた手段でも情報入手できるような運用に努めます。 行政チャンネルでは、市政情報や市内イベントなどを放送しており、その際字幕を入れることにより障がいのある人にも円滑な放送の利用を図ります。	広報シティプロモーション課
障がいの有無にかかわらず、誰もが情報を取得できるよう、特に障がいのある人や障がい者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障がいのある人、精神障がいのある人等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障がいの特性に応じた配慮が必要です。	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳による広報紙などの情報提供をします。 行政情報の提供には、情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティ*に配慮した情報提供に全庁的に取り組むよう努めます。 (再掲)行政チャンネルでは、市政情報や市内イベントなどを放送しており、その際字幕を入れることにより障がいのある人にも円滑な放送の利用を図ります。	障がい者 支援課 広報シティ プロモーション課
災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を整備しておく必要があります。	でがいの有無に関わらず災害情報や市政情報・地域情報をより迅速に情報を手にすることができる環境の整備を図ります。	・危機管理防災課・広報シティプロモーション課

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人の中には、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病*のため、意思疎通を図ることが困難な人がいます。障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、社会的障壁*の除去や	聴覚障がいのために他者との意思疎通が困難な人の社会参加を促進するため、手話奉仕員・通訳者及び要約筆記*者の養成や、手話奉仕員等の派遣を実施します。 コミュニケーション支援アプリの導入などにより、手続き窓口における意思疎通環境の整備を進めるなど、手話言語の普及とコミュニケーション手段の利用促進に努めます。 (再掲)文字による情報入手が困難な障がいのある人に対して、点訳・音訳により広報紙などの情報提供をします。	障がい者 支援課
障がい特性に応じた支援が必要です。	視覚障がいのある人の社会参加と生活の質の向上を図るため、読書バリアフリー法*の趣旨に沿い、点訳書、デイジー図書*などの利用しやすい書籍等を製作します。また、それらの製作人材の育成についても、「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例*」に掲げる、意思疎通支援や情報保障に寄与するものとしても位置付けて、取り組みます。	点字図書館
令和2年6月、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立し、聞こえない人と聞こえる人、あるいは話せる人と話せない人などが、ともに電話を使うことのできる環境整備が求められています。	電話リレーサービス*の導入・実施体制構築を検討します。	障がい者 支援課

3 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
東日本大震災や令和元年東日本台風災害等の経験を踏まえ、災害に強いまちづくりに向けて、市民や自主防災組織、行政、福祉関係者等の関係機関が「自助・共助・公助」の役割を果たし、連携を深めることにより、地域防災力の向上を図る必要があります。 水害や土砂災害が発生するおそれがある地域を周知するとともに、要配慮者*利用施設における避難行動を支援する必要があります。	関係機関や社会福祉法人等の学識経験者が参画する上田市防災会議を定期的に開催するとともに、上田市地域防災計画の見直し・充実を図ります。 地域特性に配慮しながら、地域住民や関係機関が参加する市民主体の防災訓練を実施します。 土砂災害警戒区域や河川の浸水想定区域等、災害時に被害が発生するおそれのある地域や避難所等を記載した災害ハザードマップを作成するとともに、冊子の配布やWEBページでの公開等により周知を図ります。 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者が実施する避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援します。	危機管理 防災課
(再掲)グループホーム*での安全・安心を 確保するため、災害時における支援体制、連 携体制、協力体制の構築が求められていま す。	(再掲)グループホーム*での安全・安心を 確保するため、地域の自主防災組織に対し、 平常時の連携体制の構築と災害時における 入居者に対する避難誘導の協力体制の構 築などを働きかけます。	障がい者 支援課
災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備が必要です。 災害時の避難所において、障がい者等の要配慮者*の特性に応じた環境整備を行う必要があります。	市ホームページや上田市メール配信サービスをはじめ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス*などあらゆる情報発信媒体を活用し、障がいの有無に関わらず、適切に情報を伝達できるよう、情報発信の運用に努めます。 パーテーションの活用等により要配慮者*の専用スペースを確保するとともに、災害時等における要援護者(災害時要配慮者*)の緊急受入れに関する協定を活用して、要配慮者*の避難先の確保を図ります。	広報シティ プロモーション課 ・危機管理 防災課 ・福祉課

聴覚・言語機能障がいのある人にとっては、火災や教急事案の発生時の緊急通報の 確保を継続します。	現状と課題	施策の方向性	主な担当課
字段も課題のひとつです。そのため、火災や 救急事案の発生時に聴覚。言語機能障がいのある人がいつでもどこからでも円滑な 緊急通報を行える環境整備が必要です。 平常時から、住民一人ひとりが自分たちの住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支援者」の名簿の作成が市町村長の部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度、(住民支え合いマップ)の取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や降がいのある人の意見を追めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や降がいのある人の意見を追めていく必要があります。「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や降がいのある人の変見を強めている要素とといる。議論では、近に関し、女性や降がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や投乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点を指定避難所等の対情 富を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の適管マニュアルに反映します。 毎年6月頃実施している土砂災害危険	聴覚・言語機能障がいのある人にとって	緊急時に手話通訳者が派遣できる体制の	
教急事案の発生時に聴覚・言語機能障がいのある人がいつでもどこからでも円滑な 緊急通報を行える環境整備が必要です。 平常時から、住民一人ひとりが自分たち の住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支援者」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。本人の同意を得た上て、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要 提議者登録制度(住民支え合いマップ)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の変別をな存在としてのみ認識されてきた人々を防災・減災を担う主体として政策、方針決定適程や防災・減災を担う主体として政策、方針決定適程や防災・減災を担う主体として政策、方針決定適程や防災・被災を表支援、復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所によいて、男女別の更衣室や授乳場所等の女性やの配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「規定要難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、毎年6月頃実施している土砂災害危険	は、火災や救急事案の発生時の緊急通報の	確保を継続します。	
数急事業の発生時に聴覚・言語機能障がいのある人がいつでもどこからでも円滑な 緊急通報を行える環境整備が必要です。 平常時から、住民一人ひとりが自分たち の住むまちは自分たちが守るというさらに高 い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支 援者"」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。本人の同意を得た上で、消防、警察 民生委員などに名簿情報を提供する災害時要 援護者登録制度"(住民支え合いマップ*)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域 のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災幹組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「災害所の強性や障がいのある人の登用を進めます。 「場別を指している必要があります。」 災害の際の過難所に表すると、対策を強力では、地域のリーダーのほとんど、また、男性と女性でも、対策を強力である人の登別を進めます。 「場別を発見した、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更な室や授乳・破所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 「場別を報告を表するといの資器材の備蓄を推進します。」 別女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「場別を報告を表するといの資器材の備蓄を推進します。」 別女共同参画の視点を指定避難所等の質器材の備蓄を推進します。 別女共同参画の視点を指定避難所等の質器がの備蓄を推進します。 別女共同参画の視点を指定避難所等の質器ではいて、男女別の更な室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 別女共同参画の視点を指定避難所等の質器ではいて、男女別の更な室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 別女共同参画の視点を指定避難所等の質器で、コールに反映します。	手段も課題のひとつです。そのため、火災や	EAVIIO MITTLO OTA	障がい者
にのある人がいつてもどこからでも円滑な 緊急通報を行える環境整備が必要です。 平常時から、住民一人ひとりが自分たち の住記まちは自分たちが守るというさらに高 い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支 援者」の名簿の作成が市町村長に義務付 けられ、名簿作成のため自治体内部の個人 情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生 委員などに名簿情報を提供する災害時要 援護者登録制度「住民支え合いマップ・)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域 のリーダーのほとんどが男性であり、女性や 子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにく、また、男性と女性では災害から受 ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画 を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性 や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を 防災・減災を担う主体として政策・方針決定 過程や防災・被災者支援・復興の場に参画 さぜることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。 をPRします。 「災害時要配慮者*」の把握を行い、自治 会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害 時に備えた支援などの対策・体制づくりを進めます。 「災害商業配慮者*」の把握を行い、自治 会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害 時に備蓄品の購入、地域防災計画の 策定に関し、女性や障がいのある人の意見 を取り入れるほか、遊難所に更衣室や授乳 場所等の女性や高齢者、障がいのある人に 配慮した設備を設置するよう努めます。 を機管理 防災・減災を担う主体として政策・方針決定 過程や防災・被災者支援・復興の場に参画 さぜることが明記されています。 事を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の 達営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 本年	救急事案の発生時に聴覚・言語機能障が		支援課
緊急通報を行える環境整備が必要です。 平常時から、住民一人ひとりが自分たち の住むまちは自分たちが守るというさらに高 い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支 援者」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生 委員などに名簿情報を提供する災害時要 援護者登録制度"(住民支え合いマップ*)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域 のリーダーのほとんどが男性であり、女性や 子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画 を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要であるよとが、様々な意思決定の場に女性の管がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定。場程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器村の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備えた支援などの対策・体制づくりを進めます。 防災会議等、政策・方針決定の場への女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所等の力を定くを収り入れるほか、避難所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器村の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の遺営マニュアルに反映します。 毎年6月頃実施している土砂災害危険 土木課	いのある人がいつでもどこからでも円滑な		
の住むまちは自分たちが守るというさらに高い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支援者*」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上て、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「場所等の女性や高齢者、障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 中学時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備えた支援などの対策・体制づくりを進めます。 「災害時悪配者*」の犯握を行い、自治会、自主防災組織、民生委員と連携し、災害時代表えて必要が表す、大く、会に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 毎年6月頃実施している土砂災害危険と土木課	緊急通報を行える環境整備が必要です。	EPROS 9 .	
い意識を持つことが重要です。 災害基本法の改正により「避難行動要支接者*」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要であるとから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 災害用備蓄品の購入、地域防災計画の策定に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、毎年6月頃実施している土砂災害危険生未課	平常時から、住民一人ひとりが自分たち		
災害基本法の改正により「避難行動要支援者"」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上て、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度"(住民支え合いマップ*)の取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年6月頃実施している土砂災害危険生土未課	の住むまちは自分たちが守るというさらに高		
接者*」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。本人の同意を得た上て、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の取組を市内全自治会て進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていべ必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「仏台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登別を進めます。 「仏台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更な室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 本書に関した設備を設置するよう努めます。 「協した設備を設置するよう努めます。を取り入れるほか、避難所において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 カサ共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「おこ避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 カサ共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「おこ避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 アキサロを関係を設置するよう努めます。 「おり乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。」 アキサロを関係を設置するよう努めます。 「おり乳場所等において、男女別の更衣室でおり、男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。	い意識を持つことが重要です。		
接者*」の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要接護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所に動した設備を設置するよう努めます。 「指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 本書に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年6月頃実施している土砂災害危険生未業	災害基本法の改正により「避難行動要支		
けられ、名簿作成のため自治体内部の個人情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員などに名簿情報を提供する災害時要援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所に動した設備を設置するよう努めます。 「協した設備を設置するよう努めます。 「指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 本技術等の対性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 「おり、対策を関するよう努めます。 「おり、対策を関するよう努めます。 「おり、対策を関するよう努めます。 「おり、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を関するよう努めます。 「も、対策を関するよう努めます。 「も、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の備蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の構蓄を推進します。 「おり、対策を確保するための資器材の構蓄を推進します。 「おり、対策を解析等の運営マニュアルに反映します。 「おり、対策を解析等の運営マニュアルに反映します。 本本課	援者*」の名簿の作成が市町村長に義務付		
情報の収集が可能となりました。 本人の同意を得た上で、消防、警察、民生 委員などに名簿情報を提供する災害時要 援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域 のリーダーのほとんどが男性であり、女性や 子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画 を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 本人権男女 共生課 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 本と関いな性やの配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 第女共同参画の視点をおらの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年6月頃実施している土砂災害危険土土木課	けられ、名簿作成のため自治体内部の個人		福祉課
本人の同意を得た上で、消防、警察、民生 委員などに名簿情報を提供する災害時要 援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域 のリーダーのほとんどが男性であり、女性や 子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 「放災・減災を担う主体として政策・方針決定場程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 相定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 現女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 本書に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年6月頃実施している土砂災害危険生木課	情報の収集が可能となりました。		
接護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の 取組を市内全自治会で進めています。 災害の際の避難所運営においては、地域 のリーダーのほとんどが男性であり、女性や 子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・滅災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 東大同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「独智などに配慮した過精を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年6月頃実施している土砂災害危険 土木課	本人の同意を得た上で、消防、警察、民生	a) a y o	
収害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 非定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 非定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、毎年6月頃実施している土砂災害危険土木課	委員などに名簿情報を提供する災害時要		
災害の際の避難所運営においては、地域のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所においる生性のの配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 「独別 大着 は に と で で で で で で で で で で で で で で で で で で	援護者登録制度*(住民支え合いマップ*)の		
のリーダーのほとんどが男性であり、女性や子どもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 災害用備蓄品の購入、地域防災計画の策定に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するよう努めます。 本ではることが明記されています。 本常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 本で表し、男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 本に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所を確保するよう努めます。 本で表した設備を設置するよう努めます。 本に関し、女性や障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 本に関連を発生した設備を設置するよう努めます。 本に関連を発生した設備を設置するよう対の概算を提供でいるよう対のでは、表に表します。 本に関連を表します。 本に関するようないます。 本に関するようないまするようないます。 本に関するようないまするようないます。 本に関するようないまする。 本に関するようないまする。 本に関するようないまするようないまするようないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまするないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまする。 本に関するようないまする。 本に関するようないまする。 本に関するようないまするようないまする。 本に関するようないまする。 本に関するないまするないまする。 本に関するないまするないまする。 本に関するないまするないまする。 本に関するようないまするないまする。 本に関するないまするないまする。 本に関するないまするないまするないまするないまする。 本に関するないまするないまする。 本に関するないまするないまするないまするないまするないまするないまするないまするないま	取組を市内全自治会で進めています。		
アどもたちのニーズに配慮した運営が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の登用を進めます。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 「災害用備蓄品の購入、地域防災計画の策定に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 毎年6月頃実施している土砂災害危険土木課	災害の際の避難所運営においては、地域		
大をもたらのニースに配慮した理宮が行われにくく、また、男性と女性では災害から受ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に記慮した設備を設置するよう努めます。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 本学時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 本書に備え、平常時から危険箇所の把握、 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 本書に関え、中常時から危険箇所の把握、 本書に関え、中に関え、中に関するよの登出を表します。 本書に関え、中に関するよの登画を進めます。 本書に関するような表に関するような表に対します。 本書に関するような表に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書を推進します。 本書を推進します。 本書を推進します。 本書を推進します。 本書を表に対します。 本書を表に対します。 本書に関するような表に対します。 本書を表に対しまするような表に対します。 本書を表に対しまするような表に対します。 本書を表に対しまするような表に対します。 本書を推進します。 本書を表に対しまするような表に対します。 本書を表に対しまするような表に対します。 本書を表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に対しまするような表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に	のリーダーのほとんどが男性であり、女性や	-1	
ける影響の違いなどに配慮が必要であることから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「大権男女共生課 災害用備蓄品の購入、地域防災計画の策定で対判、場所等の女性や高齢者、障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の数ます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、毎年6月頃実施している土砂災害危険土木課	子どもたちのニーズに配慮した運営が行わ		
とから、様々な意思決定の場に女性の参画を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。」 「事に備え、平常時から危険箇所の把握、日本では、「大権関本を関するよう努めます。」 「おります。」 「おりないでは、女性で障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等のよう努めます。 「おります。」 「おります。」 「おります。 「おります。」 「本籍を注します。」 「おります。 「おります。」 「本籍を注します。」 「おります。」 「おります。」 「おります。」 「おります。 「おります。」 「おりまするようないます。」 「おります。」 「おりまするようないます。 「おりまするようないます。」 「おりまするようないます。」 「おりまするようないます。」 「おりまするようないます。」 「おりまするようないます。」 「おりまするようないます。」 「おりまするようないまするようないます。」 「おりまするようないまするようないます。」 「おりまするようないまするようないまするようないまするようないます。 「おりまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするようないまするまするようないまするようないまするまするまするようないまするようないまするまするようないまするようないまするようないまするまするようないまするまするまするまするまするまするまするようないまするまするようないまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするま	れにくく、また、男性と女性では災害から受	性や障がいのある人の登用を進めます。 	共生課
を進めていく必要があります。 「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性 や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、 防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 「大権男女 大生課 「大権男女 大生 大き	ける影響の違いなどに配慮が必要であるこ		
「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性 や障がいのある人など、これまで配慮が必要な存在としてのみ認識されてきた人々を、防災・減災を担う主体として政策・方針決定過程や防災・被災者支援・復興の場に参画させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難所における女性への配慮を促すため、男女共同参画の視点からの取組を進める必要があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 災害用備蓄品の購入、地域防災計画の策定に関し、女性や障がいのある人の意見を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳場所等の女性や高齢者、障がいのある人に配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、毎年6月頃実施している土砂災害危険土木課	とから、様々な意思決定の場に女性の参画		
・一個	を進めていく必要があります。		
要な存在としてのみ認識されてきた人々を、 防災・減災を担う主体として政策・方針決定 過程や防災・被災者支援・復興の場に参画 させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳 場所等の女性や高齢者、障がいのある人に 配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室 や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 毎年6月頃実施している土砂災害危険 土木課	「仙台防災枠組 2015-2030」では、女性		
要な存在としてのみ認識されてきた人々を、 防災・減災を担う主体として政策・方針決定 過程や防災・被災者支援・復興の場に参画 させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 を取り入れるほか、避難所に更衣室や授乳 場所等の女性や高齢者、障がいのある人に 配慮した設備を設置するよう努めます。 指定避難所等において、男女別の更衣室 や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の運営マニュアルに反映します。 毎年 6 月頃実施している土砂災害危険 土木課	や障がいのある人など、これまで配慮が必		人権男女
の次・減火を担り主体として政策・方針決定 過程や防災・被災者支援・復興の場に参画 させることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。 指定避難所等において、男女別の更衣室 や授乳場所を確保するための資器材の備蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の 運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年 6 月頃実施している土砂災害危険 土木課	要な存在としてのみ認識されてきた人々を、		
でせることが明記されています。 平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。 指定避難所等において、男女別の更衣室 や授乳場所を確保するための資器材の備 蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の 運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年 6 月頃実施している土砂災害危険 土木課	防災・減災を担う主体として政策・方針決定		
平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。 指定避難所等において、男女別の更衣室 や授乳場所を確保するための資器材の備 蓄を推進します。 男女共同参画の視点を指定避難所等の 運営マニュアルに反映します。 毎年 6 月頃実施している土砂災害危険 土木課	過程や防災・被災者支援・復興の場に参画	配慮した設備を設置するよう努めます。 	
平常時の防災体制や災害発生後の避難 所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。	させることが明記されています。		
所における女性への配慮を促すため、男女 共同参画の視点からの取組を進める必要 があります。	正世時の防災体制や災害怒火後の2時##	指定避難所等において、男女別の更衣室	
共同参画の視点からの取組を進める必要があります。		や授乳場所を確保するための資器材の備	各
があります。 男女共同参画の視点を指定避難所等の 運営マニュアルに反映します。 毎年 6 月頃実施している土砂災害危険 土木課		蓄を推進します。	
運営マニュアルに反映します。 有事に備え、平常時から危険箇所の把握、 毎年 6 月頃実施している土砂災害危険 土木課		男女共同参画の視点を指定避難所等の	炒火硃
	(Δ. α). (1 or λ or λ)	運営マニュアルに反映します。	
上木課	有事に備え、平常時から危険箇所の把握、	毎年 6 月頃実施している土砂災害危険	1. 4 200
	点検が重要です。	箇所点検パトロールを引き続き実施します。	土不課

(2) 防犯対策・被害者支援の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人は、犯罪や事故の被害に		
遭う危険性が高く、不安感も強いことから、		
障がいのある人の気持ちに配慮した施策を		
行う必要があります。		
近年、訪問販売や電話勧誘などによる悪		
質商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴	敬宛たけいぬいせて眼花採用「口はい油	
うトラブルが増加するとともに、オレオレ詐欺	警察をはじめとする関係機関・団体と連集に出来るでは、当時のでは、	
などの特殊詐欺事件も後を絶ちません。	携し、消費者被害及び特殊詐欺被害に関す る情報のタイムリーな発信と被害防止に向	生活環境課
このため、地域の「安全・安心の確保」に	る情報のタイムリーな光信と被告的止に向	
向けて、市民の犯罪に対する意識や知識を	りた合光を推進します。	
高めるとともに、警察をはじめ地域住民、関		
係機関・団体などと緊密に連携し、消費者		
被害防止のための情報提供をはじめ、地域		
における防犯活動を推進する必要がありま		
す。		
暴力は、被害者が女性か男性かにかかわ	毎年 月 2 日から 月 25 日(女性	
らず、また、犯罪行為か否かにかかわらず、	に対する暴力撤廃国際日)までの 2 週間を	
あらゆる人の尊厳が侵害される行為(人権	「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定	
侵害)です。	めています。	
これら暴力の背景には、男女の社会的地	この期間を中心に、関係機関と協力し、障	
位や経済力の格差、固定的役割分担意識	がいの有無にかかわらず、ジェンダーに基づ	人権男女
などの社会的・構造的な問題があり、暴力	く暴力(性別に起因する多様な暴力)の被	共生課
の根絶を図ることは男女共同参画社会を形	害者をなくすよう啓発に努めます。	八工杯
成していく上で重要な課題となっています。		
男女がそれぞれの性を理解し尊重するこ	障がいの有無、年齢や性別、国籍等にかか	
とが重要で、暴力を生まないための予防教	わらず、被害者の保護と自立していくための	
育をはじめ、暴力を容認しない社会を実現	支援の入り口となる相談窓口を充実します。	
するための意識啓発が必要です。		

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
児童虐待の相談対応件数は、年々増加傾向にあり、令和2年4月児童福祉法の改正により、親等によるしつけと称した体罰の禁止が明文化されました。体罰によらない子育てを推進し、児童虐待の防止を図っていく必要があります。	広報紙などの活用や研修会・講演会での 周知により児童虐待の防止の普及・啓発活動を推進します。	子育て・ 子育ち支援課
発達障がい*とは、脳の働き方に偏りがあり、日常生活に困難がある状態であると言われています。年齢や環境調整等適切な支援を受けていない場合、二次障がい*や虐待のリスクが高まることが懸念されます。	発達障がい*を正しく理解するため市民向け講演会・支援者向け研修会等を開催します。	発達相談 センター
障がい者支援課及び各地域自治センター市民サービス課は「上田市虐待防止センター」窓口を担っています。また、上小圏域障害者総合支援センター(上小地域障害者自立生活支援センター*)にも通報窓口を設けています。通報があった案件に対しては速やかに対応していますが、通報や対応の遅れから事態が深刻化するケースが懸念されます。 長野県障害者権利擁護(虐待防止)センターによると、少子高齢化や核家族化にともなう障がいのある子どもや高齢者の家庭内での虐待だけでなく、福祉サービス現場や職場での虐待案件も表面化してきています。	障害者虐待防止法*に基づき、関係機関 (上小圏域障がい者自立支援協議会*や上 田市要保護児童対策地域協議会*の参加 機関)による情報の共有と解決に向けた検 討、個別ケースへの支援や虐待ケースへの 対応を迅速かつ適切に行います。 また、適切な支援が行えるよう関係機関と 連携し、スキルアップを図ります。	障がい者 支援課
障がいのある人にとって、同じ障がいを抱える当事者団体や支援団体、家族会などの繋がりは大切な情報源であるとともに、相談先でもあるため、当事者同士、家族同士が支援し合える体制の充実が求められています。	障がいのある人やその家族が住み慣れた 地域で暮らすため、互助組織である当事者 団体や家族会への支援を継続するとともに、 ピアカウンセリング*による相談支援を行い ます。	障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人に対する差別や虐待など、	上田市人権施策基本方針に基づき、人権	
権利侵害を防止し、また、その被害からの救	の視点に立った行政の推進を図り、人権擁	障がい者
済を図るために、通報・相談体制の整備・充	護と救済のため、相談・支援体制の充実や	支援課
実に取り組むことが求められています。	救済・保護体制の充実に努めます。	

(2) 障がいを理由とする差別の解消(社会的障壁の除去)の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人を含む全ての人々にとって住み良い平等な社会づくりを進めていくためには、社会全体で障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。 共生社会の実現を図る上で、障がいを理由とした差別は絶対にあってはなりませんが、障がいへの理解不足から、無意識のうちに差別や偏見等につながることもあります。	上田市人権施策基本方針に基づき、人権の視点に立った行政の推進を図り、人権擁護と救済のため、相談・支援体制の充実に努めます。 上田市職員の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の権利や利益を守るための研修を実施します。 広報などによる周知や、出前講座などを通じて、市民への障がいの理解の普及促進を図ります。	人権男女 共生課 障がい者 支援課
平成 27 年度に策定した職員対応要領* や、令和 2 年度に制定した「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例*」に基づき、 社会的障壁*の除去や合理的配慮*の提供など、障がいに対する理解をさらに深め、障害者差別解消法*の趣旨に則った応対ができるようにする必要があります。	必要に応じて、既存の「障がいのある方へ の職員対応要領*(窓口等対応マニュア ル)」の見直しを行います。	障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
(再掲)インターネットの急速な普及をはじめ 情報通信技術(IT)のめざましい発展により、すべての人々がその生活、仕事の面において日常的に情報通信機器を利用する機会が増大しています。 一方、高齢化が急速に進展する中、高齢者・障がいのある人が情報通信機器及びサービス等を利用する機会も急速に増えてきており、これらを利用するにあたって、障がいや心身の機能の状態にかかわらず情報通信機器及びサービス等を円滑に利用できるようにしていくことが課題になっています。このような社会の変化に対応するため、情報通信機器及びサービス等をあらゆる利用者に使いやすいものにすることは、利用者はもとより、提供者にとっても望まれるところであり、情報アクセシビリティ*の確保及び向上・普及を図ることが大切です。	(再掲) 市ホームページを障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすく理解しやすい情報伝達手段とするため、アクセシビリティ*を日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」*に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「適合レベル A 及び AA」を満たすよう運用に努めます。	広報シティプロモーション課
社会的障壁*の除去の一環である障がいのある人の安全性・快適性に配慮したまちづくりを推進するため、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、見やすく分かりやすい道路標識や看板等の設置など、都市環境のバリアフリー*化をさらに進めていくことが求められています。 障がい者差別の解消を推進するため、社会的障壁*の除去、合理的配慮*の提供などについて事業所の理解を促進し、障がいを理由とする解雇などの不当な差別的取扱い	(再掲)公共的施設の改修・改築に当たってアクセシビリティ*の拡大に向け、ユニバーサルデザイン*に配慮した施設整備を進めます。 (再掲)歩行者の安全な通行を確保するため、自治会などと協議して誰もが使いやすいゆとりのある歩道の整備や道路の無電柱化など、交通安全施設の整備を推進します。 障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、障がいを理由とした解雇などの差別的な扱いを禁止するとともに、職場内などでの障がいのある人への配慮を事業主な	都市計画課 障がい者 支援課

5 成年後見制度・の利用促進

(I) 成年後見制度*の利用促進

現状と課題	施策の方向性	担当課
市の人口は減少傾向にある一方で、高齢	障がいのある人の成年後見制度*の利用を	
者や認知症、知的障がいのある人や精神障	促進するため、上小圏域成年後見支援センタ	
がいのある人といった認知機能や判断能力	ーを中心に、財産管理や身上保護に関する	
が不十分な人は増加傾向にあります。	法律行為をサポートする成年後見制度*の周	
こうした判断能力が不十分な者の権利利	知を図ります。	
益を保護するため、財産管理や身上保護に	成年後見制度*の利用に当たり、費用の負	
関する法律行為をサポートする成年後見制	一成午後兄前及 の利用に当たり、賃用の負 担が困難な人に対しては、申立てや報酬の支	
度*の適切な利用を促進する必要があります。	払いに対する必要な経費の助成を行います。	
国においても、平成 28 年に「成年後見制	JAV VCAI Y るの女は性質の助成とij v は y。	
度利用促進法*」が施行され、平成29年には	親族等による後見開始の審判の申立てが	
「成年後見制度利用促進基本計画」が策定	期待できない高齢者や障がいのある人につ	
されました。	いては、市長申立を活用して支援します。	
	上小圏域成年後見支援センターを中心に	
成年後見の担い手として市民後見人の役	セミナー、後見人交流会等を開催し、市民後	障がい者
割が増えており、上小圏域でも市民後見人の	見人の育成と活用を図り、障がいのある人な	支援課
養成が急務となっています。	どの権利の侵害や財産管理に関して適切な	
	対応に努めます。	
	上小圏域成年後見支援センターを中心	
 権利擁護を必要とする高齢者や障がいの	に、指定相談支援事業所や地域包括支援セ	
ある人の早期発見と早期の支援への結び付	ンターなどの関係機関とも連携し、成年後見	
けが重要です。	制度*の利用が必要な人の早期発見に資する	
りが至くり。	よう、地域連携ネットワーク*協議会の構築を	
	推進します。	
本市における成年後見制度。の利用を促進		
するためには、全体構想設計と、その実現に	中核機関*の設置に向け、その機能、役割、	
向けた進捗管理・コーディネートを行う中核	運営体制等を明確にしながら、協議検討を進	
的存在を担う機関が地域ネットワーク内に必	めます。	
要となります。		

成果指標については、中核機関*の設置協議に合わせて検討を進めます。

68

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 相談支援体制の構築と意思決定支援の推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
	障がいのある人が身近な地域で相談支	
	援を受けられる体制を構築するため、上小	
	圏域障害者総合支援センターを基幹センタ	
	ーと位置付け、相談支援事業所での相談及	
障がいのある人が、その人格と個性を尊	びサービス等利用計画の作成により利用者	
重されるためには、自らの決定に基づき、身	のニーズに応じたサービスを提供するととも	障がい者
近な地域で相談支援を受けることのできる	に、サービスの見直しによりきめ細かな支援	支援課
環境があることが重要です。	を図ります。	
	相談支援事業所の連絡組織を活用し、相	
	談支援事業所間の情報共有と連携を図ると	
	ともに、集団指導等を行うことで、相談支援	
	の質の向上を図ります。	
障がいのある人が個々の心身の状況、サ	指定特定・障害児相談支援事業所による	
一 「「中かいのある人が個々の心身の仏流、り」 一ビス利用の意向や家族の意向等を踏まえ	計画相談支援が適切に行われるよう、法令	福祉課
- こ人利用の息向や家族の息向等を踏まえ た適切なサービスを受けるためには、適切な	に基づき必要な指導を実施します。	
アセスメントの上にサービス等利用計画案	利用者の実態、ニーズなど当事者の要望	障がい者
が作成されることが重要です。	を反映したサービス等利用計画の作成と障	支援課
が作成されることが重安しす。	がい福祉サービス*の提供に努めます。	又饭砞
適切な相談支援体制の整備に資するよ	相談支援事業を効果的に実施するため、	
	上小圏域障がい者自立支援協議会*の機能	障がい者
う、相談支援事業者の質の向上が求められ	を強化し、中立・公平な相談支援事業の実	支援課
ているなかで、基幹相談支援センター*の役割はまままま乗になっています。	施や関係機関の連携、社会資源の開発など	又饭砞
割はますます重要になっています。	を推進します。	
(再掲)障がいのある人にとって、同じ障が	(再掲)障がいのある人やその家族が住み	
いを抱える当事者団体や支援団体、家族会	(円掲) 障かいのある人やその家族が任み 慣れた地域で暮らすため、互助組織である	
などの繋がりは大切な情報源であるととも	慣れた地域 (番らりため)、互助組織 (める 当事者団体や家族会への支援を継続すると	障がい者
に、相談先でもあるため、当事者同士、家族		支援課
同士が支援し合える体制の充実が求められ	ともに、ピアカウンセリング*による相談支援	
ています。	を行います。 	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
発達障がい*のある子どもへの対応は発達状況や特性により異なることから、早期から専門知識を持つ心理士等専門職による相談が求められています。	発達相談センター*(ひとまちげんき・健康 プラザうえだ内に設置)では、関係機関と連 携して発達に心配のある子どもや家族に対 して相談支援を行うとともに、支援体制の充 実を図ります。	発達相談センター
核家族化の進展や共働き家庭の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭が抱える子どもの成長段階に応じた様々な悩み等の相談に応じ、必要な支援につなげるための相談機能の強化・充実を図るとともに、地域における見守り体制の充実が必要です。	子ども家庭総合支援拠点*を設置し、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や関係機関との連携・調整を行い、子どもの成長段階や家庭の状況に応じた支援につなげるとともに、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実や意識の醸成のための取組みを進めていきます。 子育て中の親や子どもが孤立しないよう、子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和を図るとともに、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における子育て家庭の見守り体制の充実に努めます。	子育で・子育ち支援課
(再掲)暴力は、被害者が女性か男性かにかかわらず、また、犯罪行為か否かにかかわらず、あらゆる人の尊厳が侵害される行為(人権侵害)です。 これら暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的役割分担意識などの社会的・構造的な問題があり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題となっています。男女がそれぞれの性を理解し尊重することが重要で、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会を実現するための意識啓発が必要です。	(再掲)毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日 (女性に対する暴力撤廃国際日)までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期 間と定めています。 この期間を中心に、関係機関と協力し、障がいの有無にかかわらず、ジェンダーに基づ く暴力(性別に起因する多様な暴力)の被 害者をなくすよう啓発に努めます。 (再掲)障がいの有無、年齢や性別、国籍等にかかわらず、被害者の保護と自立していく ための支援の入り口となる相談窓口を充実します。	人権男女共生課

(2) 障がい福祉サービス・等の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人が基本的人権を享有する 個人としての尊厳にふさわしい日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、個々の 障がいのある人のニーズ及び実態に応じら れるよう、在宅サービスの量的・質的充実を 図ることが一層求められています。	「在宅福祉サービス連絡会」などの既存の 事業所間連携組織と協働・連携し、在宅サ ービスの量的・質的充実を図ります。 障がいのある人の体調の変化・支援者の	
障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、障がいのある人本人だけでなく、障がいのある人を支える家族や支援者に対する支援の充実も重要です。	状況等に応じて一時的に利用することができる緊急ショートステイ事業を充実させます。 障がいのある人を支える家族や支援者の 緊急時の対応やレスパイト*施策の充実を図ります。	
常時介護を必要とする障がいのある人が、自らが選択する地域で生活できるよう、 日中及び夜間における医療的ケア*を含む 支援の充実が求められています。	上田市つむぎの家*を中心とした重度心身障がい児・者への支援のほか、医療や介護、教育などの関係機関との連携により医療的ケア*の必要な障がいのある人への支援を充実します。	障がい者
障がいのある人が通所サービスを利用したり、社会参加したりする上では、自宅から 事業所等への移動手段の確保が欠かせません。	NPO*法人などが行う「福祉有償運送サービス*」の充実や事業所の適正な運行管理に向けて上田市福祉有償運送運営協議会を開催し、利用者の利便性と安全の向上を図ります。 障がい状況に応じて自動車の改造に対する費用や運転免許証取得費用の助成制度などにより、障がいのある人の生活圏の拡大を促進します。 障がいの有無に関わらず誰もが外出することができるよう、移動支援や外出に関わる支援を積極的に活用します。	支援課
障がいの重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を担う地域生活支援拠点*等の整備・強化が求められています。	地域生活支援拠点 [*] 機能の充実を図ります。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人が安心して自らが選択する地域で生活を送るためには、身近な地域で必要な支援が受けられる必要があります。 現在、特定のサービスが特定の地域に不足しているという状況が生じており、地域間におけるサービス格差の是正が求められています。	ニーズ調査やケースワークを通じてサービス利用に係るニーズを把握するとともに、自立支援協議会等の団体と連携しながら事業所や社会福祉法人等に対して情報提供するなど、事業所の拡充や開所等、地域資源の確保に向けた働きかけを行います。	障がい者 支援課
(再掲)障がいのある人が個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を 踏まえた適切なサービスを受けるためには、	(再掲)指定特定·障害児相談支援事業所による計画相談支援が適切に行われるよう、法令に基づき必要な指導を実施します。	福祉課
適切なアセスメントの上にサービス等利用計画案が作成されることが重要です。	(再掲)利用者の実態、ニーズなど当事者の要望を反映したサービス等利用計画の作成と障がい福祉サービス*の提供に努めます。	障がい者 支援課
重度の障がいのある人の生活と社会参加を支えるため、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切なサービス提供及び支給決定がなされることが求められています。	必要となるサービスや支給量等、専門的な知識が必要となることから、重度の障がいのある人に対する総合的な支援のあり方について、関係機関と連携し取り組みます。	障がい者 支援課

(3) 障がい児に対する支援の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある子どもには、身近な地域で その子にあった支援と療育が 18 歳まで切れ目なく一貫して行われ、障がいの程度・成 長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を 図るための支援の重要性が高まっています。 発達障がい*(診断が確定していない場合も 含む)は、早期に発見することによって、周囲 が子どもの特性を理解し、共有しながら適 切な支援をすることで、二次障がい*を防ぐ ことも可能です。障がいのある子どもを支え る保護者への相談支援体制の充実と保護 者に寄り添った支援も必要です。 平成 28 年の児童福祉法改正により、医	(再掲)障がいのある子どもを支える家族や支援者の緊急時の対応やレスパイト*施策の充実を図ります。 障がいのある子どもの放課後対策について、障がい特性に応じた支援の検討や指導員の配置、施設などの整備の充実を図ります。 児童相談所と連携した巡回相談を通して、支援が必要な子どもの状況を把握し、指導や支援について助言をします。 (再掲)上田市つむぎの家*を中心とした	障がい者 支援課
療的ケア児*の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の推進を図ることが自治体の努力義務となったことで、より一層医療的ケア*を含めた多様なニーズに対応することが求められています。 保育認定を受ける障がい児は優先利用	重度心身障がい児・者への支援のほか、医療や介護、教育などの関係機関との連携により医療的ケア*の必要な障がいのある人への支援を充実します。 民間保育所等において、障がい児の受人	
の対象となりますが、受入施設との調整がつかないケースも多く、円滑に利用できるよう受入促進を図る必要があります。 保育所等における障がいのある子どもの入園が増加していることから、研修等を通じて障がいに対する理解を深め、専門的な対応が可能な体制の強化を図る必要があります。	れを促進するための財政支援を継続的に行うとともに、優先的に利用できるよう利用調整に配慮します。 障がいのある子どもを受け入れる保育所などのバリアフリー*化を促進し、安心できる環境を整備します。 適切な保育や就学に向け、研修等を通じて保育士のスキルアップを図ることで、保育所等における支援体制のさらなる充実を進めます。	保育課
医療的ケア*の必要な子どもについても、 集団生活の中で健やかな成長を育むことが できるよう、保育所等における受入態勢を整 備する必要があります。	医療的ケア*が必要な子どもについて、保 育所等における受入態勢の検討・整備を図 ります。	保育課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
発達相談センター*の相談件数は令和元	障がいのある子どもの発達を支援する	
年度延べ 1956 件で平成 22 年度の約 4	ため、発達相談センター*(ひとまちげん)	
倍に増加しています。置かれた環境により発	き・健康プラザうえだ内に設置) の専門職	28、辛和沙
達特性の現れ方が異なるため乳幼児から	の充実と専門医師との連携により、障が	発達相談センター
青年期、成人期に至るまでの成長、支援記	いのある子ども及びその家族に対して、	センター
録を関係機関が共有し支援できる体制づく	乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効	
りが必要です。	果的な支援を提供します。	
発達障がい。は乳幼児期から出現すること	(T41) 7 184	
もあるため早期発見、早期支援が必要とさ	(再掲)子ども家庭総合支援拠点*を設置	
れています。しかし発達障がい*を診療できる	し、通所・在宅支援を中心とした専門的な	
医師は少なく、長野県が信州大学に委託し	相談対応や関係機関との連携・調整を行	
専門医師の養成を行っています。上田市の	い、子どもの成長段階や家庭の状況に応	
状況では初診、再診まで約3~4か月待ちの	じた支援につなげるとともに、地域社会	
状況であるため、家庭でのかかわり方につ	全体で子育てを支えていくための支援の	フケマ
いては経験を積んだ専門職の配置が必要	充実を進めていきます。 	子育て・
です。	(再掲)子育て中の親や子どもが孤立し	子育ち支援課
核家族化の進展や共働き家庭の増加な	ないよう、子育てに関する情報発信や相	
どにより、子育て家庭を取り巻く環境は大き	談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和	
く変化しています。家庭が抱える子どもの成	を図るとともに、民生委員・児童委員及び	
長段階に応じた様々な悩み等の相談に応	主任児童委員等と連携し、地域における	
じ、必要な支援につなげるための相談機能	子育て家庭の見守り体制の充実に努めま	
の強化・充実が必要です。	す。	

7 保健・医療の推進

(1) 精神保健・医療・福祉の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
市の自殺死亡率は減少傾向ですが、ここ数年はほぼ横ばいです。原因別では健康問題がトップを占めています。生きづらさを感じたときの相談支援の充実と、そこに至るまでの過程や複合的な問題に対応するため、関係機関との連携が重要です。	自殺対策計画に則り、様々な機関で連携 し、「生きることの包括的な支援」に取り組み ます。	健康推進課
身体疾患やこれに伴う病苦から精神疾患を発症することも少なくありません。身体の健康は精神の健康の基本ともいえるため、障がいのある人の心身の健康維持は非常に重要です。	第三次上田市民健康づくり計画により、 健康づくり 6 分野にて健康増進事業を実施 します。	健康推進課
また、障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図る必要があります。	地域で生活する障がいのある人が健康 の相談を希望した場合には健康相談を実施 します。	健康推進課
精神病床における長期入院患者の地域 生活への移行を進めるに当たっては、精神 科病院や身近な地域の援助者による努力 だけでは限界があることから、自治体を中心 とした関係機関による一体的な取組の推進 に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や 偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂 的(インクルーシブ*)な社会の実現に向けた 取組の推進が必要です。	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム [*] 」の構築を進めます。	障がい者 支援課
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、この 5 年間で 300 人以上増加し、精神疾患に起因する生活困窮者や自殺者の増加などの課題があるほか、精神障がいのある人のニーズに適切に対応できる障がい福祉サービス*の提供が必要となっています。	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、精神保健や精神障がいのある人に対する正しい理解と地域住民への啓発(心の健康・予防・相談体制・地域の理解など)を行うとともに、医療、保健、福祉の連携を強化し、互いに見守り、支え合う地域支援、環境づくりを推進します。	障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
精神障がいのある人等の心身の障がい	精神疾患の治療にかかる経済的負担を	
の状態の軽減を図り、自立した日常生活又	軽減し、社会復帰・社会参加を支援するた	障がい者
は社会生活を営むためには、必要な医療を	め、自立支援医療(精神通院)*制度の適用	支援課
継続的に受ける必要があります。	を推進します。	
	歯科通院費補助制度により、歯科医療を	障がい者
定期的に歯科検診を受けること等又は歯	受けることが困難な障がいのある人に対す	支援課
科医療を受けることが困難な障がいのある	る歯科診療を支援します。	又及卟
人に対する歯科疾患の予防等による口腔の	心身障がい児・者施設へ、歯科衛生士に	
健康の保持・増進を図る必要があります。	ンタ障がいた・る他設へ、圏科衛生士に よる巡回歯科指導等を実施します。	健康推進課
	よる心口困が旧寺寺で大心しより。	

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

平成 29 年度に上田市では「第三次上田市民健康づくり計画」を策定し、保健活動の基本的な方向性と、その実現に向けた施策を明確にしました。また、保健センターでは、疾病予防や健康増進などに関する各種事業を実施しています。

次世代を担う子どもの健康づくりのためには、思春期から妊娠期、子育て期へと切れ目のない健康づくりと相談体制の充実が必要です。

脳血管疾患や糖尿病など動脈硬化による生活習慣病は、40歳~64歳で介護保険を利用する第2号被保険者の原因疾患の多くを占め、身体障害者手帳の取得年齢も、40歳台から急激に増えています。このため、身体障がいの原因となる動脈硬化による生活習慣病の予防を行うことが重要です。

特に、糖尿病は、糖尿病性腎症や糖尿病性網膜症などの重篤な合併症を引き起こすことから、重症化予防、適切な治療の開始、継続受診のための支援や各種保健指導・健康教室の充実が必要です。

高齢期には加齢に伴う生活機能低下(ロコモティブシンドロームなど)のリスクを下げる必要があります。 さらに、高齢化社会の進展に伴い、介護予防は非常に重要となっており、自分らしい生活を送るためには、健 康維持や疾病・介護予防に向けた切れ目のない施策展開が必要です。

特に「介護予防」については、日常の身体活動量を増やすこと、さらに運動習慣を持ち、日々の生活に必要な健康と身体活動の維持につなげる必要があります。

	施策の方向性		
	上次上田市民健康づくり計画の中で位置付ける「ライフステージ*に応じた健康づくり	り」を年齢期に応じ	
て展開	を図ります。		
【妊娠期】	妊娠・出産をめぐる相談の実施と知識の普及を図り、妊娠期と幼児期からの健 やかな生活習慣形成に向けた施策を推進します。	(建) 中华 (建) 计	
【幼少期】	すべての子どもが健康で個々に応じた成長ができるための知識と、母子の適切なかかわりについて普及・啓発するととともに、相談体制の充実を図ります。 また、必要な場合は、関係機関と連携を取り、総合的な支援を提供します。	健康推進課	
【思春期】	思春期の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努め、学校等関係機関と連携した健康教育を実施します。	·健康推進課 ·学校教育課	
【青·壮年期】	個々の健康状態に応じた保健指導として、生活習慣(食と運動)の見直しと改善につなげ、特定健診等各種健(検)診の受診率の向上を図ります。また、健(検)診結果に基づいた相談事業などの充実を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防に努めます。 個人に合った取り組みやすい健康づくりの各種講座を実施し、積極的な参加を促進します。	健康推進課	
	身体機能の低下が徐々にみられる壮年期から、自らの身体機能の状況を自覚 し高めていかれるような支援の充実を図ります。		
【高齢期】	介護予防の周知・啓発活動を積極的に行うとともに、地域包括支援センターを中心に、予防活動を含めた包括的ケアを推進します。	高齢者介護課	

8 行政等における配慮の充実

(I) 行政サービス等における配慮の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
令和 2 年 7 月に「うえだ手話言語・情報 コミュニケーション条例*」が施行され、行政 情報の提供には、情報通信技術の進展も踏 まえ、アクセシビリティ*に配慮した情報提供 が求められています。	情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティ*に配慮した情報提供に努めます。	障がい者 支援課
(再掲)上田市公共施設マネジメント基本方針において、市有施設のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を推進していますが、厳しい財政状況の中で改修・改築が難しいことから、未対応の施設が存在しています。	(再掲)施設の利用状況等に応じて多様な利用者の利便性の向上を図るため、引き続きバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を推進します。	行政管理課
平成 28 年に施行された「障害者差別解消法*」によって、行政機関等は、事務・事業の実施に当たって、障がいのある人が必要とする社会的障壁*の除去の実施について必要かつ合理的な配慮*(合理的配慮*)を行うことが義務付けられました。より一層の理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に求められる配慮等、行政機関の職員等に対して障がいに関する理解の促進が引き続き求められています。	職員などが障がいに関する理解を深めるため、必要な研修を実施し、窓口などにおける障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	障がい者 支援課
行政情報の提供には、情報通信技術の進展も踏まえ、アクセシビリティ*に配慮した情報提供が求められています。	障がいの有無に関わらず、分かりやすい情報発信に努めます。 ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に則した必要な対応を行うとともに、ウェブアクセシビリティ*の向上等に向けて取り組みます。	広報シティ プロモーション課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
移動に困難を抱える障がいのある人に配 慮した投票所のバリアフリー*化、障がいの ある人の利用に配慮した投票設備の設置、	障がいのある人に優しい投票所の環境整 備の推進を図ります。	
投票所における投票環境の向上といった環境面での対応のうち、車いすやスロープの設置といったハード面の対応はほぼできていますが、個々の障がいの種類や内容に応じた	判断能力が不十分な障がいのある人が、 自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、 代理投票制度の的確な活用等、きめ細かな 対応を心がけるとともに、秘密保持の適正	
きめ細かな対応が依然として課題です。 市内には指定病院が 30 か所あり、選挙 の都度事前に投票について案内するととも に、事務手続についても文書等によるサポー トを適宜行っています。郵便等による不在者	化に努めます。 県と連携を図りながら、指定病院等における不在者投票の適正な実施について、注 意喚起を図ります。	選挙管理委員会事務局
投票制度*については、潜在的な該当者は多いと思われますが、投票に必要な「郵便等投票証明書」の所持者は少なく、制度の周知が課題となっています。	郵便等による不在者投票制度*について 周知するとともに、郵便等投票証明書所持 者に対する投票機会の確保に努めます。	

9 雇用・就業、経済的自立の支援

(I) 経済的自立を含めた総合的な就労支援

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
就労移行支援事業所から一般就労への 移行に結び付けるためには、施設外支援等 の推進やサービスの質の向上が求められま す。	就労移行支援事業所と連携し、一般就労 を行う事業所の開拓と好事例の発信に努め ます。	
障がいのある人の就労に関しては、職業 訓練中や就労後においてのフォローアップ 体制や適切なサービス利用に対する指導、 助言を行うための相談窓口を充実させる必要があり、定期的なモニタリングと関係者間で統一した支援方針が求められます。 自己の能力に適した就労の選択や、就労後の職場への定着を促進するため、その前段階における就労訓練及びサポート支援施策が重要です。 障がいのある人が、個々の障がい特性や個性を尊重され、いきいきとした生活が送れるためには、合理的な配慮*に基づいた就労環境の整備も重要です。	ハローワーク上田と連携し、トライアル雇用や職業適応援助者(ジョブコーチ*)による支援を実施します。	地域雇用推進課

(2) 障がい者雇用の促進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
地方公共団体の法定雇用率*が令和3年		
3月1日から2.6%に引上げられたことから、	上田市職員の障がい者法定雇用率*に対す	
上田市役所も地域の一事業所として、障が	る実雇用率を引き続き達成するよう努めま	総務課
いのある人の法定雇用率*の向上に努める	す。	
必要があります。		
障がい福祉に係る公費負担が年々増大		
する中、障がいがありながらも勤労意欲が	 上小圏域障がい者自立支援協議会*(就労	
高い人については、就労により自立し、地域	土小圏域障がい省日立文版協議会(航力 支援専門部会)を通じて、障がい者就労に	障がい者
で生活して納税者として社会貢献できるよ	文版等 1 品云 / を超して、障がでも	支援課
う、障がい者雇用施策は一層の充実が求め	円りた他束の推進を囚りより。	
られています。		
現在も福祉、教育、雇用の関係機関によ		
る連携が図られていますが、個々のニーズに		
合った情報提供がタイムリーに出来ず、支援		
が途切れてしまうケースもあります。伴走型		
支援が可能な、切れ目ない支援体制構築が		
求められています。		
障がいのある人の働く機会を確保し、雇	ハローワーク上田と連携し、事業所訪問によ	
用率を向上させるためには、事業主への周	る障がい者雇用への理解普及、トライアル雇	地域雇用
知・啓発などにより、事業主の障がい者雇用	用や職業適応援助者(ジョブコーチ*)など	地域雇用 推進課
に対する理解を深める必要があります。	各種助成制度へのマッチング支援を行いま	推進跡
「働き方改革」、「新たな生活様式による	す。	
在宅勤務(テレワーク)」の推進など、従来		
の慣行によらない新たな就業形態の加速が		
見込まれます。障がい特性を活かした職域		
の拡大、障がい者雇用の促進につながる可		
能性があり、状況を注視していく必要があり		
ます。		

(3) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
「働き方改革」、「テレワーク(在宅勤務)」の推進が図られ、従来の慣行によらない新たな就業形態の加速が今後見込まれます。障がい特性を活かした職域の拡大、障がい者雇用の促進につながる可能性があり、状況を注視しながら、今後施策を展開していく必要があります。 精神・発達障がい*に関する企業の理解が深まっておらず、心身に不調を起こし中途退職する方が増えています。	ニートやひきこもり、就職に自信が持てない若者の自立に向けて支援します。 精神・発達障がい。に関する事業所理解を深める取り組みを行います。 「働き方改革」及び「テレワーク」など誰もが働きやすい職場環境の整備と、新たな生活様式に対応した働き方を推進します。	地域雇用推進課
障がいのある人などが、個性と能力を最大限に発揮し、生活面での自立や生きがいとして自ら選択した仕事に専念するためには、障がい特性に応じた雇用・就労への支援が必要不可欠となっています。 こうしたなか、ICT*を活用したテレワーク等の多様な働き方を選択できる環境整備が求められています。	(再掲) 上小圏域障がい者自立支援協議会*(就労 支援専門部会)を通じて、障がい者就労に 向けた施策の推進を図ります。	障がい者 支援課
障がいのある人の多様な職業形態として 創業・起業は、個々の特性に合わせた就労 が可能となり、障がいのある人の社会参加 の機会や経済活動の拡大にもつながる大 切な選択肢です。	創業・起業に向けた情報提供を行うととも に、関係機関と連携した支援のあり方を検 討します。	商工課
障がい者就労施設等は、一般就労が困難な障がいのある人にとって「社会活動の場」、「社会参加の場」として重要であり、大きな役割を担う場所となっています。	市における物品調達、役務の提供など、 障がい者就労施設等などからの優先的・積 極的な調達に向けた基本方針を作成し、年 度の終了時には調達の実績を公表します。	障がい者 支援課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある人が地域で質の高い自立		
した生活を営むことができるよう、また、自ら	就労支援事業所同士の連携や情報の共	時ムシンセ
の活動にやりがいを見いだせるよう、就労継	有など、工賃向上に向けた事業所の取組を	障がい者
続支援事業所の工賃向上が求められてい	支援します。	支援課
ます。		
障がいのある人が、個性と能力を最大限		
に発揮し、生活面での自立や生きがいとして		
自ら選択した仕事に専念するためには、障		
がい特性に応じた雇用・就労への支援が必	曲世 来と行礼 声世	時ムシンセ
要不可欠となっています。	農業者と福祉事業所とのマッチングを行い、	障がい者
特に障がい者就労施設等は、一般就労	農福連携*を推進します。	支援課
が困難な障がいのある人にとって「社会活		
動の場」、「社会参加の場」として重要であ		
り、大きな役割を担う場所となっています。し		
かしながら、仕事の内容が軽作業を中心と		
していることもあり、「働く場」としては、工賃		
が低い状況にあります。	時よいのも21の43単独114.17でラロナロ	
一方、農業分野では、従来から担い手の	障がいのある人の就労訓練及び雇用を目	
高齢化と不足という課題があり、今後さらに	的とした農園の開設及び農園の整備につい	農政課
厳しさを増していくことが想定され、遊休荒	ては、関係者・関係機関などの意向を踏まえて調本。研究も進めます。	
廃農地の拡大も懸念されます。	て調査・研究を進めます。	
こうしたことから、双方の課題解決に向けた		
農福連携*が注目されています。		

10 教育の振興

(I) インクルーシブ教育システムの推進

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
	障がいのある児童生徒の自立や社会参	
	加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把	
	握し、生活や学習上の困難を改善し克服す	
	るため、適切な指導・支援を行います。	
	また、すべての児童生徒が持てる力を最	
	大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブ	
	教育*の実現を図ります。	
	教育支援委員会では、障がいの状況を的	
	確に把握しながら、就学相談・支援や就学	
障がいのある児童生徒の自立や社会参	判断を行い、児童生徒の心身の発達が適切	
加に向け、持てる力を最大限に伸ばすことが	かつ最大限に発揮される「学びの場」を見	
できるよう一人ひとりの教育的ニーズを把握	出し支援します。また、就学後の状況に関し	
し、適切な指導と支援が必要です。	て、教育内容及び指導方法などの支援を行	
また、インクルーシブ教育*システムにおい	い、必要に応じて「学びの場」の変更ができ	
ては、すべての児童生徒が同じ場で共に学	るようにします。	
ぶことを目指すとともに、教育的に最も的確	保護者に就学に関する情報や、子どもの	学校教育課
に指導・支援ができる多様で柔軟な仕組み	理解や支援に関する情報などを十分に提供	
や環境を整える必要があります。	するとともに、保護者の思いに傾聴しなが	
併せて、教員や特別支援教育*支援員等	ら、今後の支援や就学のあり方について相	
がより連携して支援を行えるよう、指導力の	談を進めていきます。	
向上や教育内容の充実も求められていま	医療的ケア*を必要とする児童生徒が教	
す。	育を受けたり、他の児童生徒と共に学んだり	
	する機会を確保します。	
	通常の学級に在籍する障がいのある児童	
	生徒に対して、障がいに応じた特別の指導	
	を通級指導教室で行います。	
	現在でも行われている上田養護学校との	
	交流事業がさらに拡がるよう学校を支援し	
	ます、また、副学籍制度については、原籍校	
	や副学籍校となる小中学校校長会の意見も	
	伺いながら検討を進めます。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある児童生徒が差別的な取り	障がいのある児童生徒が関わるいじめが	
扱いを受けることなく、障がいのない児童生	生じることがないよう障がいの特性への理	学校教育課
徒と共に教育を受けることが求められていま	解を深め、適切な指導や必要な支援を行い	子仪叙目述
す。	ます。	
	就学前から卒業後まで切れ目ない指導・	
	支援を受けられるよう、移行支援会議等で	学校教育課
	情報を共有し、一貫した支援を継続して行	子仪狄月砞
	います。	
就学前から一貫した切れ目ない支援を継	保育課や発達相談センター*(ひとまちげ	
続する必要があります。	んき・健康プラザうえだ内に設置)、教育相	
	談所が連携し、「発達障がい*児支援のため	発達相談
	の情報共有ファイル」(支援ノート「つな	センター
	ぎ」)の活用など、成長段階に応じた切れ目	
	のない支援を行います。	
	地域社会では、まちづくりの一環として、ぷ	
	れジョブ*活動を行い、障がいのある児童・生	
	徒が「未来の地域をつくるなかま」となるよ	
	う支援していきます。	
障がいのある児童生徒の自立や社会参	高校・大学在学中の長期休暇を利用し	
加に向け、福祉、労働等との連携の下、障が	た、就労移行支援事業所の利用により、障	障がい者
	がいの受容・就労意欲の向上を在学中から	支援課
いのある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図ることが必要です。	支援します。	又1友 床
	障がいのある児童生徒の就労について	
	は、特別支援学校*、上小圏域障害者総合支	
	援センター(上小圏域障害者就業・生活支	
	援センター*)など関係機関・関係団体が連	
	携して支援を行います。	

(2) 教育環境の整備

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
	教職員が障がいに対する理解や特別支	
一人ひとりの状況に応じた支援を行うた	援教育*に係る専門性を深める取組を推進	
め、教員の指導力の向上、特別支援教育*支	します。	尚长
援員等の配置による体制の整備が必要で	学校生活上の介助や学習活動上の支援	学校教育課
す。	等を行う特別支援教育*支援員を各校へ配	
	置します。	
	各校においては、校内委員会の設置や特	
	別支援教育*コーディネーターを指名し、全	
	校的な支援を行うほか、具体的な指導目標	
	や指導内容、指導方法等について、保護者	
障がいの有無に関わらず、児童生徒が共	(本人)と共通理解のもとに「個別の指導計	
に学び、平等に教育を受ける権利の享有・	画」を作成し、その活用に取り組みます。	学校教育課
行使を確保するための合理的な配慮*が求	通常の学級において、すべての児童生徒	子仪钗目硃
められています。	にとって「わかる・できる」授業となるよう、授	
	業のユニバーサルデザイン*化を推進します。	
	コンピュータなどの情報機器を活用するこ	
	とにより、学習上又は生活上の困難を補い、	
	指導の効果を高めていきます。	
(再掲)公立小中学校について、「改正バリ	 (再掲)障がいのある児童生徒等も支障な	
アフリー法*」により、障がいのある児童生徒	く学校生活を送ることができるようにすると	
等も支障なく学校生活を送ることができるよ	ともに、地域住民の生涯学習の場や災害時	教育施設
うにするとともに、地域住民の生涯学習の場	の避難所としての利用を考慮し、施行日以	整備室
や災害時の避難所としての利用を考慮し、	降に新増築等される公立小中学校につい	正備工
高齢者、障がいのある人等の利用にも配慮	て、バリアフリー*化を行います。	
した計画的なバリアフリー*化が必要です。	100131 001	
学校、発達相談支援センター、放課後デイ	 関係機関と連携を図り、様々な機能を活	・障がい者
サービス事業所等との相互理解や情報共	用して、障がいのある児童生徒が十分な教	支援課 ·学校教育課
有をし、切れ目なく支援を行う必要がありま	育が受けられるよう充実を図ります。	・発達相談
す。	13、人17月16年7月人已回767。	センター
学習環境の選択の機会を確保するため、	障がいのある学生への支援の概要をまと	
障がい学生支援についての姿勢・方針、手	めたパンフレットをホームページ上で広く公	学園都市
続などに関する学内規程や、支援事例を大	表しており、こうした大学の取組に対し、引き	学園都中 推進室
学ホームページで公表することが求められ	続き国の基本計画に準じた対応を継続する	1年在王
ています。	よう促します。	

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
	すでに障害者差別解消法*にもとづく「対	
	応要領」に則り、学修、課外活動、学生生活	
大学等が提供する様々な機会において、	等における差別解消を目的とした「合理的	
障がいのある学生が障がいのない学生と平	配慮*」を行っているほか、様々な理由から物	
等に参加できるよう、授業等における情報保	理的バリアフリー*を実現できていない部分	
障やコミュニケーション上の配慮、教科書・	もある中、障がいのある学生と健常の学生	
教材に関する配慮等及び施設のバリアフリ	や教職員との助け合い(心のバリアフリー*)	
ー*化の促進が求められています。	により補完しているところであり、こうした大	
	学の取組に対し、引き続き国の基本計画に	
	準じた対応を継続するよう促します。	
障がいのある学生一人一人の個別の二	障がいのある学生への対応のため、障害	
一ズを踏まえた建設的対話に基づく支援を	学生支援室を設けるとともに、入学前アンケ	
促進するため、各大学等における相談窓口	ート、懇談会、アドバイザーによる個別面接	
の統一や支援担当部署の設置、支援人材	等により、障がいのある学生を支援するため	
の養成・配置など、支援体制の整備が求め	の対話を重ねているところであり、こうした大	
られています。	学の取組に対し、引き続き国の基本計画に	学園都市
34000 278	準じた対応を継続するよう促します。	推進室
就職にあたっては、大学単独での支援に		
は限界があることから、障がいのある学生の		
就職を支援するため、学内の修学支援担当		
と就職支援担当、障がいのある学生への支	障害学生支援室を通じて、修学支援担	
援を行う部署等の連携を図り、学外におけ	当、障害学生支援担当、キャリアサポート担	
る、地域の労働・福祉機関等就職・定着支	当が学生の状況を共有し、それぞれが学生	
援を行う機関、就職先となる企業・団体等と	支援を行っており、地域の機関(ハローワー	
の連携やネットワークづくりが求められてい	ク、障害者職業センター、圏域の障害者総合	
ます。	支援センター等)と積極的に連携しながら支	
現在、長野大学では、学生のプライバシー	援を行っている状況であるため、引き続き国	
に配慮して、学生相談室のカウンセラーが事	の基本計画に準じた対応を継続するよう促	
務的に独立した形で個別の学生支援を行う	します。	
一方、学生相談室、保健室、学生支援担当、		
キャリアサポート担当が可能な範囲で情報		
共有や連携に努めています。		

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
現状と課題 障がいのある学生の支援においては、教職員への理解促進・普及啓発が欠かせません。長野大学では毎年、講師を招いて教職員向けの研修会を開催しています。 障がいのある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、入試や単位認定などにおける合理的配慮*が求められており、現在、長野大学では以下のとおり取り組んでいます。 大学入学共通テストの受験案内等で周知されている障がいのある受験生の受け入れについては、本人の利便性等を踏まえ、地区内の大学で調整し対応 試験問題の拡大(A4→A3)化や試験時間の延長等への配慮 人試における配慮例を、選抜要項、募集	施策の方向性 大学の取組に対し、引き続き国の基本計画 に準じた対応を継続するよう促します。 入試における選抜要項及び募集要項に示し ている「障害別の配慮例」に基づき対応する などの大学の取組に対し、引き続き国の基 本計画に準じた対応を継続するよう促しま す。	主な担当課学園都市推進室
要項に明示 大学入試においては、選抜要項及び募集要項に示している「障害別の配慮例」 に基づき対応		

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
学校教育から卒業後における学びへの接続を円滑化し、障がいの有無に関わらず、ライフステージ*全体を通じて本人が希望する学習を主体的、継続的に行うことができるよう取り組むことが必要ですが、現状、学びの場やプログラムが不足しています。	地域で仲間と過ごせる交流の場、学びの場の提供やプログラムの研究、地域ごとのサポート体制の強化に努めます。	生涯学習・文化財課
地域の一員として豊かな人生を送ること ができるよう、教育や文化等に親しみ、共生 社会の実現を推進する必要があります。	地域と学校が連携・協働し、地域全体で 子どもたちの学びや成長を支えます。	学校教育課

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
障がいのある子どもたちに、現時点では		
学校が個別に対応しており、地域との繋がり		
は弱い状況です。障がいの有無に関わらず、	学校の方針をふまえ、地域と学校の連携・	生涯学習
地域全体で子供を支えていくうえで、学校の	協働のあり方とその実現化を目指します。	·文化財課
方針をふまえ地域と学校の連携が必要とな		
っています。		
	誰もが利用しやすい学校図書館づくりを	学 校数套課
令和元年6月に視覚障がいのある人等の	目指します。	学校教育課
読書環境の整備を通じて、障がいのある人	第二次上田市図書館基本構想において、	
就音環境の整備を超して、障がていめる人 の社会参加・活躍を推進するため、「読書バ	「生涯学習の支援施設である図書館」を基	
リアフリー法*」が施行され、誰もが利用しや	本目標に掲げ、「高齢者・障がい者サービス	L田図書館
サンプラー 宏 」が施引され、誰もが利用して	の充実」を取り組み項目としていることから、	上田図書館
9 v : 就盲環境の登禰の、小のつれにいます。	今後、新たなサービスについて研究と検討を	
	進めます。	
	障がいのある人の生涯学習推進のため	
障がいの有無に関わらず、市民誰もが文	に、地域の公民館や図書館、博物館などの	
化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどを	環境整備を図るとともに、社会教育施設に	生涯学習
楽しみ、親しむことができるよう環境の整備	おける活動を通じ、スポーツ・レクリエーショ	·文化財課
や機会の確保が求められています。	ンを楽しむ機会、学習の成果発表の機会な	
	どを提供します。	
	スポーツイベント(教室・大会等)の充実を	
	スホーラ1ヘント(教室・人会寺)の元美を 図ります。	
 障がいの有無に関わらず、市民誰もがス	थि। ४४०	
 ポーツを楽しみ、親しむことができるよう環	 障がい者スポーツの指導者やボランティ	スポーツ
 境の整備や機会の確保が求められていま	ア等の人材発掘や育成に努めます。	推進課
す。		
	│ │ スポーツ施設整備に当たり、ユニバーサ	
	ルデザイン*化を推進します。	

II 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動、スポーツ等の充実に向けた環境整備

現状と課題	施策の方向性	主な担当課
	文化の薫るまちづくりを進めるため、障が	
	いのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援	交流文化
	し、文化・芸術活動を通した社会との交流の	芸術センター
	機会や生きがいの創出に努めます。	
障がいの有無に関わらず、市民誰もが文	交流文化芸術センター、市立美術館で	交流文化
化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどを	は、障がいのある人も利用しやすい施設とな	芸術センター
楽しみ、親しむことができるよう環境の整備	るよう、スタッフのサポート体制や設備の整	上田市立
や機会の確保が求められています。	備を進めます。	美術館
市民が集い、文化の薫る新たなまちづくり	未来の上田市を担う豊かな感性を持った	
の拠点となる交流文化芸術センター、市立	子どもたちの育成をねらいとし、プロの演奏	
美術館ではハード、ソフト両面で、障がいの	やパフォーマンスを子どもたちが手の届く距	交流文化
ある人にとっても利用しやすい環境づくり、親	離で鑑賞して、芸術に親しみや興味関心を	スポーツ課
しむことができる事業の展開が期待されま	持つきっかけをつくるため、市内の学校へ芸	
す。	術家を派遣します。	
	文化の薫るまちづくりを進めるため、障が	
	いのある人の芸術鑑賞や創作活動を支援	障がい者
	し、文化・芸術活動を通した社会との交流の	支援課
	機会や生きがいの創出に努めます。	
暗がいのなる人が社会会加なオストブ	(再掲)	
障がいのある人が社会参加をする上で	障がいの有無に関わらず誰もが外出する	障がい者
は、自宅から目的地等への移動手段の確保が欠かせません	ことができるよう、移動支援や外出に関わる	支援課
が欠かせません。	支援を積極的に活用します。	
	(再掲) 障がいのある人が参加することがで	
	きるスポーツイベントの充実を図ります。	
(五相)	├────────────────────────────────────	スポーツ
(再掲) 障がいの有無に関わらず、市民誰もがスポ	ティア等の人材発掘や育成に努めます。	推進課
「厚かいの有無に関わらす、R氏証もかスホーーツを楽しみ、親しむことができるよう、環境		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
- フを楽しみ、税しむことが (さるよ)、環境 - の整備や機会の確保が求められています。	(再掲)スポーツ施設整備に当たり、ユニバ	
マン正 r用 \ 1成 云 ソン唯 l木 リ・	ーサルデザイン*化を推進します。 	
	障がい者スポーツ大会やスポーツ教室	障がい者
	(レクリエーション教室)を開催します。	支援課